

ASEAN 人権委員会 ——国際人権レジームにおける意義——

勝間 靖[†]

ASEAN Intergovernmental Commission on Human Rights: Its Significance in the Context of International Human Rights Regimes

Yasushi Katsuma

The Association of Southeast Asian Nations (ASEAN), originally established in August 1967, has become an international institution with legal personality in December 2008 when the ASEAN Charter entered into force. Pursuant to the Article 14 of the Charter saying that “ASEAN shall establish an ASEAN human rights body,” the High Level Panel on an ASEAN human rights body drafted the Terms of Reference (TOR). In October 2009, the ASEAN Intergovernmental Commission on Human Rights (AICHR) was established when the TOR entered into force. This paper will discuss the significance of this sub-regional human rights regime in Asia, and briefly review the historical background of the AICHR. As a reference document, the AICHR’s TOR has been translated into Japanese by the author, and its text is appended to this paper.

1. 国際人権レジームとは

国際レジーム (regime) は、「国際関係の特定の分野において、行為主体の期待がそこに収斂されるような、黙示的または明示的な原理、規範、ルール、意思決定手続きの集合」(Krasner 1983) と一般的に定義される。国際社会における行為主体の間で相互の期待が主観的に一致するような規範やルールに着目する点が特徴的 (赤根谷 2005) な概念である。

本稿においては、国際レジームを以下のように定義しておきたい。「国際社会で課題とされている特定の分野において、行為主体 (国家、企業、NGO など) の間で慣習化され、さらに明文化されるような国際規範。それに加えて、その国際規範に関連して制度化される意思決定の手続き」。ただし、本稿では、行為主体について、国家に焦点を絞って議論していくことにする。

まず、国際規範については、慣習的であったものが複数の国家によって共同で宣言され、具体的なルールが明文化されたのち、国際法上に拘束力のある国際文書が共有される。そして、意思決定の手続きについては、国際規範の実施を監視するため、国家から権限が移譲された国際組織が設置されることがある。さらに、場合によっては、意思決定手続きの制度化が進み、行為主体性が付与された国際組織が自律性をもち、その国際規範を執行することも限定的にある。

[†] 早稲田大学国際学術院大学院アジア太平洋研究科 (国際関係学専攻) 教授。

Professor, International Studies Program, Graduate School of Asia-Pacific Studies (GSAPS), Faculty of International Research & Education, Waseda University.

国際人権の分野においては、国際人権条約といった国際規範や、国際連合（国連）の人権理事会といった国際組織などの国際制度が存在する。それにも関わらず、人権レジームの概念が使用される研究はかなり限られている（例えば、川村 2007; 三浦 2006; 宮脇 2007; Dunér 2002; Nowak 2003; Seppala 2009; Serrano & Popovski 2010）。また、人権レジームという用語が使われていても、その概念がもつ付加価値を十分に示すことに成功していない場合もある。レジームという概念を使って国際人権を分析的に論じた好例としては、ドネリー (Donnelly 2003) や宮脇 (2003) を挙げることができる。

本稿では、国際人権レジームを構成する2つの要素として、国際人権の規範と意思決定手続きに注目する。

2. 地理的範囲からみた国際人権規範

国際人権規範の1つの側面は、それが適用される地理的範囲である。国際人権規範は、その効力が及ぶ地理的な範囲によって、グローバルなものと地域別のものに大別できる。

グローバルな人権規範は、『国連憲章』（1945年）や『世界人権宣言』（1948年）を基盤としているが、国際法上に拘束力がある最初のもは『市民的および政治的な権利に関する国際規約（自由権規約）』と『経済的、社会的および文化的な権利に関する国際規約（社会権規約）』からなる国際人権規約であり、両方とも1966年に国連の総会で採択され、1976年に効力が発生した。

こうしたグローバルな動きと並行して、地域別の人権規範も存在する。欧州においては、『人権および基本的自由の保護のための条約（欧州人権条約）』が1950年に採択され、1953年に発効しており、第二次世界大戦後からわずか8年で拘束力のある国際文書を地域で共有するようになった。米州においても、『人権に関する米州条約（米州人権条約）』が1969年に採択され、1978年に発効した。そして、アフリカでは、『人および人民の権利に関するアフリカ憲章（アフリカ人権憲章）』が1981年に採択され、1986年に発効した。より近年になると、アラブ地域において、『アラブ人権憲章』が1994年に採択され、2004年の改正を経て、2008年に発効している。アジアにおいては、地域全体を適用範囲とした人権規範の形成がいまだに進んでいない。

以上のように、国際人権規範を地理的範囲の違いから分類すると、表1の左欄のように整理することができる。

3. 地域別の人権レジーム

地域別の人権規範の形成は、表1の右欄のとおり、地域的な国際機構の存在を基盤として進行している (Shelton 2008; 芹田 2006)。欧州と米州においては、第二次世界大戦後、国連を基盤としたグローバルな人権規範形成の開始とほぼ同時期に、欧州評議会 (CoE: Council of Europe) と米州機構 (OAS: Organization of American States) を基盤とした地域別の人権規範がそれぞれに形成された。

(1) 欧州地域人権レジーム

欧州の特徴として、CoEのほか、欧州安全保障協力機構 (OSCE: Organization for Security and Cooperation in Europe) や欧州連合 (EU: European Union) を基盤とした動きも並行してあり、域内にお

表 1 地理的範囲の違いから分類した国際人権規範と国際機構

		包括的な国際人権規範 (採択年・署名年, 発効年)	基礎となる国際機構 (略称: 加盟国数)
グローバルな 人権規範		世界人権宣言 (1948); 自由権規約 (1966, 1976) と 2 つの選択議定書, 社会権規約 (1966, 1976) と選択議定書; ウィーン宣言と行動計画 (1993)	国際連合 (UN: 192)
地域別 の人権 規範	欧州	欧州人権条約 (1950, 1953) と 14 の議定書; 欧 州社会憲章 (1961, 1965); 改正欧州社会憲章 (1996, 1999)	欧州評議会 (CoE: 47)
		ヘルシンキ宣言 (1975); パリ憲章 (1990)	欧州安全保障協力機構 (OSCE: 56)
		欧州連合基本権憲章 (2000)	欧州連合 (EU: 27)
	米州	米州人権宣言 (1945); 米州人権条約 (1969, 1978); 社会権追加議定書 (1988)	米州機構 (OAS: 35)
	アフリカ	アフリカ人権憲章 (1981, 1986); アフリカ司法・ 人権裁判所議定書 (2008)	アフリカ連合 (AU: 53)
	アラブ	アラブ人権憲章 (1994, 2008)	アラブ連盟 (LAS: 22)
	アジア	ASEAN 人権憲章 (起草中)	東南アジア諸国連合 (ASEAN: 10)
イスラーム諸国	カイロ人権宣言 (1990)	イスラーム諸国会議機構 (OIC: 57)	

出所: 筆者作成

いて多層的な地域人権レジームの構築が見られる。

欧州では、『欧州人権条約』が 1953 年にすでに発効しており、地域別の人権規範の形成がグローバルな動きよりも先行している点で際立っている。自由権を中心とする欧州人権条約は、これまで 14 の議定書の追加を通して、欧州地域人権レジームを構築してきた。また、CoE は、包括的な自由権に、社会権（『欧州社会憲章』）を加えたうえで、さらには課題別の人権条約（少数者、子ども等）を採択するというように、欧州地域で保障しようとする人権規範の内容を拡大してきた (Helfer 2008; Jackson 2009)。

欧州人権条約の第 11 議定書（1998 年発効）は、フランスのストラスブールに常設的な欧州人権裁判所を設置し、国家と個人による申立を制度化している。国家や個人による申立について、委員会、小法廷、大法廷、閣僚委員会という 4 つの手順を経て、法的拘束力のある判決が下される。欧州における地域別の人権規範に関して、意思決定手続きが大きく発展していることが分かる。

次に、OSCE は、欧州だけでなく、北米や中央アジアの国も加盟した、欧州の地域安全保障のための地域的な国際機構であるが、安全保障を脅かす要因を包括的に捉えている。そして、安全保障の「人間の側面」として人権を重視する考え方は、1975 年の『欧州の安全保障および協力に関する会議の最終決定書（ヘルシンキ宣言）』に遡ることができる (宮脇 2003)。

最後に、EU については、国際機構というよりも、政治・経済統合体である。また、EU の加盟国は、CoE の加盟国でもある。2000 年に EU が採択した『欧州連合基本権憲章』については、英国などの強い

反対により、国際法上の拘束力がない宣言となっている。

(2) 米州地域人権レジーム

米州においては、OASを基盤として、米州地域人権レジームが構築されている。米州での人権規範の形成として、1945年に『人の権利および義務に関する米州宣言（米州人権宣言）』が採択されている。その後、グローバルな国際人権規約とほぼ足並みをそろえて、『米州人権条約（サンホセ規約）』が1960年代末期に採択され、1970年代後半に発効しているのは、すでに見たとおりである。さらに、1988年には、『経済的、社会的および文化的分野における米州人権条約の追加議定書（サンサルバドル社会権追加議定書）』が採択されているが、現在までのところ発効していない(Pasqualucci & Cerna 2009; Serano & Popovski 2010)。

米州における人権の国際的実施については、米州人権委員会と米州人権裁判所が担い手となっている。米州人権委員会については、1959年の第5回外務大臣協議会議において設置が決議され、その委員会規程が翌年の米州機構理事会で承認された。そこでは、政府報告書の審査、国家申立、個人申立、調査といった手続きが制度化されている。

米州人権裁判所は、『米州人権条約』の発効後、1979年にコスタリカのサンホセに設立された。米州人権裁判所に付託できるのは、当事国と米州人権委員会である。従って、個人については、まず米州人権委員会への申立が尽くされたあと、委員会が付託することになる。米州における地域別の人権規範に関して、意思決定手続きの進展がみられる。

(3) アフリカ地域人権レジーム

アフリカにおいて地域別の人権規範が形成されたのは1980年代になってからである。その背景として、1970年代後半のウガンダ、中央アフリカ、赤道ギニアなどでの大規模な人権侵害があり、国連の人権委員会においても審議された。こうした事態を受けて、アフリカ統一機構(OAU: Organization of African Unity)は、1981年に『アフリカ人権憲章』を採択した。採択から5年後に発効した『アフリカ人権憲章』は、その最終草案が作成されたガンビアの首都の名前をとって、『バンジュール憲章』と呼ばれることもある。

その後の2002年、OAUは、アフリカ連合(AU: African Union)へと発展的に改組された。AUの設立目的として、「人および人民の権利の保護」が明記されている点は特筆すべきであろう(Evans & Murray 2008; Murray 2009; Okafor 2007)。

『アフリカ人権憲章』が規定する地域別の人権規範の国際的実施にあたっては、「人および人民の権利に関するアフリカ委員会（アフリカ人権委員会）」が設置されている。そこで、政府報告の審査、国家申立の審査、個人および団体による申立が制度化されている。しかし、実効的に機能していないという批判もある。例えば、2006年にアフリカ人権委員会はダルフルにおける人権状況に関して決議を採択したが、アフリカ連合の加盟国がアフリカ人権委員会の権威を疑問視するといった政治的意思の欠如が見られた(Kane & Motala 2008)。

(4) アラブ地域人権レジーム

中東と北アフリカを中心とするアラブ地域においては、アラブ連盟(LAS: League of Arab States)が

表 2 国際人権規範の形成時期

		1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	2010年代
グローバルな人権規範			(1966採択)	国際人権規約 (1976発効)				
地域別の人権規範	欧州	(1950採択)	欧州人権条約 (1953発効)					
	米州			(1969採択)	米州人権条約 (1978発効)			
	アフリカ				(1981採択)	アフリカ人権憲章 (1986発効)		
	アラブ					(1994採択)	アラブ人権憲章 (2008発効)	
	アジア							ASEAN人権憲章?

出所：筆者作成

基盤となって、地域別の人権レジームの構築が進められてきた。1968年、テヘランで開かれた世界人権会議に触発されて、アラブ人権委員会が設置されたうえで、最初のアラブ人権会議が開催された。その後、アラブ人権委員会は人権憲章の作成に着手したが、LASでの合意は順調に進まなかった。

他方、イスラームは地理的な区分でないが、アジア、アラブ、アフリカ、南米などに渡る加盟国から構成されるイスラーム諸国会議機構(OIC: Organization of the Islamic Conference)で『カイロ人権宣言』が1990年に採択され、その結果、アラブ地域を含んだ超地域的な人権規範が形成されてきた。こうした動きから影響を受けて、1994年、OICは、『アラブ人権憲章』を採択した。その後、2004年の改正を経て、ようやく2008年に発効した。その国際的な実施において、アラブ人権委員会が政府報告の審査などを担っている。

アラブ地域に人権レジームが構築されていることは国際的に歓迎されているが、女性の社会的地位や自由権の一部に関しては、それぞれの締約国の国内法を優先させるなど、グローバルな人権規範と相容れないところもある(Forsythe 2009)。アラブ地域人権レジームは、人権規範の内容についてグローバルな人権レジームとの調和が必要とされている点で大きな課題が残されている。

表2のとおり、以上のような地域別人権規範の形成時期を振り返ると、1950年代に欧州、1970年代に米州、1980年代にアフリカ、1990年代にアラブ地域において、地域別の人権規範が実体化していったことが分かる。そして、欧州と米州においては、地域別の人権規範に関して、意思決定手続きの発展が顕著となっている。他方、こうした動きから取り残されてきた地域が、アジアなのである。

4. ASEANにおける人権レジーム構築の動き

アジアにおいては、地域別の人権レジームの構築がほとんど進んでいない。表2を見ても分かるように、アジアだけが取り残されているという印象を受ける。こうした中、国連の総会や人権理事会は、アジアにおける地域的な取組みを促す決議を繰り返し採択してきている。そして、1986年の国連総会は、

バンコクにある国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP: Economic and Social Commission for Asia and the Pacific) の社会開発部を、アジアにおける人権への取組みのための拠点として位置づけた (阿部・今井・藤本 2009)。

しかし、そもそも、アジア全体には、欧州評議会や米州機構のような地域的な国際機構が存在していないという限界がある。そこで、東南アジア諸国連合 (ASEAN: Association of Southeast Asian Nations) など、アジアの一部を構成するサブ地域ごとの人権レジームが期待されている。

1993年6月にウィーンで開催された世界人権会議で『ウィーン宣言と行動計画』が採択されたことを受けて、翌月にシンガポールで開かれた第26回 ASEAN 閣僚会議は、ASEANとして人権と基本的自由に取り組むことと、人権への共通アプローチを策定することを共同声明として出した。

この1993年の ASEAN 共同声明が出された時は、まだ加盟国が6カ国 (ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ) であった。しかし、その後、1995年にベトナム、1997年にラオスとミャンマー、1999年にカンボジアと4カ国が加わった結果、ASEAN加盟国は合計10カ国となり、政治体制の違いもあって、人権に関する包括的な規範の形成が難しくなった。他方、子どもや女性の権利、人身取引への対策といった課題別の国際人権規範については、ある程度の進展がみられた (勝間 2007)。

その後、近年になって、新たな展開がみられるようになった。つまり、ASEANは、2007年に採択された『ASEAN憲章』が翌年の2008年12月に発効したことによって、国際法上の地域機構となった。この『ASEAN憲章』は、前文、第1条、第2条、第14条などにおいて、人権と基本的自由の促進と保護を謳っており、ASEANというサブ地域における人権レジームを形成する動きが開始されたのである。

特筆すべきことに、『ASEAN憲章』の第14条は、ASEAN人権組織 (ASEAN human rights body) を設置することを規定している。2008年7月にシンガポールで開催された第41回 ASEAN 閣僚会議において任命された「ASEAN人権組織に関するハイレベル・パネル」は、ASEAN人権組織への『委託事項』 (添付資料を参照) の作成に着手した。

2009年の第15回 ASEAN 首脳会議では、この『委託事項』に基づき、「人権に関する ASEAN 政府間委員会 (AICHR: ASEAN Intergovernmental Commission on Human Right)」 (以下、ASEAN人権委員会) が設置された。注目すべきは、ASEAN人権委員会の重要な任務として、ASEAN人権憲章の起草が明記されていることである。今後、東南アジアにおける地域別の人権規範の形成が進んでいくことになる。意思決定手続きについては、ASEAN人権委員会への『委託事項』によって規定されている訳であるが、この『委託事項』についても5年後には再検討され、より大きな権限が委ねられる可能性もある。その際、NGOなどの市民社会が重要な役割を果たすことが期待される。

今後、ASEANにおいて、サブ地域人権レジームが歴史の流れとともに次の段階へと進んでいくことが期待される。他方、もう1つのアジアにとっての課題は、どうすれば ASEAN というアジアのサブ地域に、日中韓などが加わって、アジア全体の地域人権レジームへと地理的範囲が発展していくかであろう。この点について、現時点では明確な見通しは立っておらず、今後の研究課題としたい。

参考文献

- ・ 赤根谷達雄 (2005) 「国際レジーム」 (352 頁) 猪口孝・田中明彦・恒川恵市・薬師寺泰蔵・山内昌之編『国際政治事典』弘文堂。
- ・ 阿部浩己・今井直・藤本俊明 (2009) 『テキストブック 国際人権法 (第3版)』日本評論社。
- ・ 勝間靖 (2007) 「[子どもの権利] と新たな国際秩序の模索～子ども時代に暴力や搾取にあった人びとの行為主体性」 (156-171 頁) 『周縁からの国際政治 [国際政治] 149 号』有斐閣。
- ・ 川村暁雄 (2007) 「人権レジーム形成と市民社会～ [下] からの東アジア地域共同体の展望」 (303-330 頁) 西川潤・平野健一郎編著『国際移動と社会変容』岩波書店。
- ・ 芹田健太郎 (2006) 「地域の人権機関の役割と課題」 (415-436 頁) 芹田健太郎・棟居快行・薬師寺公夫・坂元茂樹編著『国際人権法と憲法』信山社。
- ・ 三浦聡 (2006) 「人権」 (206-242 頁) 山田高敬・大矢根聡編著『グローバル社会の国際関係論』有斐閣。
- ・ 宮脇昇 (2007) 「民主化と人権」 (167-183 頁) 庄司真理子・宮脇昇編著『グローバル公共政策』晃洋書房。
- ・ 宮脇昇 (2003) 『CSCE 人権レジームの研究～「ヘルシンキ宣言」は冷戦を終わらせた』国際書院。
- ・ Donnelly, Jack (2003). *Universal Human Rights in Theory and Practice [2nd Edition]*. Ithaca: Cornell University Press.
- ・ Dunér, Bertil (2002). *The Global Human Rights Regime*. Lund: Studentlitteratur.
- ・ Evans, Malcolm & Rachel Murray (eds.) (2008). *The African Charter on Human and Peoples' Rights: The System in Practice, 1986-2006 [2nd Edition]*. Cambridge: Cambridge University Press.
- ・ Forsythe, David P. (2009). "League of Arab States" (pp. 412-416), David P. Forsythe (ed.). *Encyclopedia of Human Rights: Volume 3*. New York: Oxford University Press.
- ・ Helfer, Laurence R. (2008). "Redesigning the European Court of Human Rights: Embeddedness as a deep structural principle of the European human rights regime," *The European Journal of International Law*, Vol. 19, No.1, pp. 125-159.
- ・ Jackson, Donald W. (2009). "European Convention on Human Rights and Fundamental Freedoms (Council of Europe)" (pp. 174-180), David P. Forsythe (ed.). *Encyclopedia of Human Rights: Volume 2*. New York: Oxford University Press.
- ・ Kane, Ibrahima & Ahmed C. Motala (2008). "The creation of a new African Court of Justice and Human Rights" (pp. 406-440), Malcom Evans & Rachel Murray (eds.). *The African Charter on Human and Peoples' Rights: The System in Practice, 1986-2006 [2nd Edition]*. Cambridge: Cambridge University Press.
- ・ Krasner, Stephen D. (1983). "Structural causes and regime consequences: Regimes as intervening variables" (pp. 1-22), Stephen D. Krasner (ed.) *International Regimes*. Ithaca: Cornell University Press.
- ・ Murray, Rachel (2009). "African Union: Banjul Charter" (pp. 12-18) and "African Union: Commission and Court on Human Rights" (pp. 19-25), David P. Forsythe (ed.). *Encyclopedia of Human Rights: Volume 1*. New York: Oxford University Press.
- ・ Nowak, Manfred (2003). *Introduction to the International Human Rights Regime*. Leiden: Martinus Nijhoff Publishers.
- ・ Okafor, Obiora Chinedu (2007). *The African Human Rights System: Activist Forces and International Institutions*. Cambridge: Cambridge University Press.
- ・ Pasqualucci, Jo M. & Christina M. Cerna (2009). "Organization of American States" (pp.145-153), David P. Forsythe (ed.). *Encyclopedia of Human Rights: Volume 4*. New York: Oxford University Press.
- ・ Seppala, Nina (2009). "Business and the international human rights regime: A comparison of UN initiatives," *Journal of Business Ethics*, No. 87, pp. 401-417.
- ・ Serrano, Monica & Vesselin Popovski and (2010). *Human Rights Regimes in the Americas*. Tokyo: United Nations University Press.
- ・ Shelton, Dinah L. (2008). *Regional Protection of Human Rights*. New York: Oxford University Press.

ASEAN (2009) 『人権に関する ASEAN 政府間委員会への委託事項』 ASEAN 事務局
(ISBN 978-602-8411-23-3)

〔訳者： 勝間 靖〕

ASEAN 憲章の第 14 章に従い、人権に関する ASEAN 政府間委員会 (ASEAN Intergovernmental Commission on Human Rights: AICHR) は、以下の委託事項 (Terms of Reference: TOR) にのっとって運用される。

1 目的

AICHR の目的は以下のとおりである：

- 1.1 ASEAN の人民の人権と基本的自由を促進し、保護すること；
- 1.2 ASEAN 人民が平和、尊厳、繁栄のもとで生きる権利を擁護すること；
- 1.3 域内における安定と調和、ASEAN 加盟国間の友好と協力、および ASEAN 共同体の形成過程における ASEAN 人民の幸福・生活・福祉・参加を促進するために、ASEAN 憲章に規定された ASEAN の目的の実現へ貢献すること；
- 1.4 国および地域の特殊性や、異なる歴史的・文化的・宗教的な背景への相互尊重に留意し、権利と義務との間のバランスに配慮しながら、地域の文脈において人権を促進すること；
- 1.5 人権の促進と保護のための国家的努力と国際的努力を補完させるという観点から、地域協力を高めること；そして、
- 1.6 ASEAN 加盟国が当事国となっている『世界人権宣言』、『ウィーン宣言と行動計画』、その他の国際人権文書によって定められた国際人権基準を擁護するため。

2 原則

AICHR は、以下の原則によって指導される：

- 2.1 ASEAN 憲章の第 2 条において具体化された ASEAN の原則、とくに以下の尊重：
 - a) すべての ASEAN 加盟国の独立、主権、平等、領土保全、および国家アイデンティティの尊重；
 - b) ASEAN 加盟国の内政への不干渉；
 - c) 国外からの干渉、反体制的活動、威圧を免れて、すべての加盟国がそれぞれの国家の存在を先導する権利を尊重すること；
 - d) 法の支配、良きガバナンス、民主主義の原則、立憲政府を支持すること；
 - e) 基本的自由、人権の尊重と保護、社会正義の促進を尊重すること；
 - f) ASEAN 加盟国が合意した国連憲章と国際人道法を含めた国際法を擁護すること；そ

して、

g) 多様性のなかでの統一という精神で、共通の価値を強調しながらも、ASEAN 人民の異なる文化、言語、宗教を尊重すること。

- 2.2 すべての人権と基本的自由の普遍性、不可分性、相互依存性、相互関連性に加え、不偏性、客観性、不選択性、非差別、二重基準と政治化の回避を含めて、国際人権の原則を尊重すること；
- 2.3 人権と基本的自由を促進し、保護する一義的な責任は各加盟国にあるという認識；
- 2.4 人権の促進と保護を向上させるため、建設的で非対決的なアプローチと協力の追求；そして、
- 2.5 ASEAN における人権の規範と基準の発展へ貢献するような進化的なアプローチの採用。

3 政府間の協議体

AICHR は、政府間組織であり、ASEAN 機構の不可分な一部である。それは、協議体である。

4 任務と機能

- 4.1 ASEAN 共同体の構築を補完するために、人権と基本的自由の促進と保護のための戦略を展開すること；
- 4.2 人権に関連した様々な ASEAN 条約やその他の文書を通して、人権協力のための枠組みを設立するという視点から、ASEAN 人権宣言を作成すること；
- 4.3 教育、研究、情報普及を通して、ASEAN 人民の間で人権についての公共の意識を向上させること；
- 4.4 ASEAN 加盟国が履行義務を負う国際人権条約の効果的な実施のために、能力強化を促進すること；
- 4.5 国際人権文書への加盟や批准を検討するよう、ASEAN 加盟国を奨励すること；
- 4.6 人権に関連した ASEAN 文書の完全な実施を促進すること；
- 4.7 依頼に基づき、ASEAN の分野別組織に対して、人権課題に関する助言サービスや技術協力を提供すること；
- 4.8 ASEAN 憲章の第 5 章で規定されているとおり、ASEAN の他の組織や、市民社会組織やその他の関係者を含めた ASEAN に関連した団体と対話や協議に従事すること；
- 4.9 適切な場合、人権の促進と保護に関連した他の国、地域、国際の組織や団体と協議すること；
- 4.10 人権の促進と保護に関して、ASEAN 加盟国から情報を得ること；
- 4.11 ASEAN が関心を持つ人権課題についての共通のアプローチと見解を発展させること；
- 4.12 ASEAN において人権に関するテーマ別課題の研究を準備すること；
- 4.13 活動についての年次報告書のほか、必要に応じて他の報告書を、ASEAN 外務大臣会合へ提出すること；そして、
- 4.14 ASEAN 外務大臣会合によって指示されるかもしれない他の作業を遂行すること。

5 構成

構成員

- 5.1 AICHR は、ASEAN 加盟国によって構成される。
- 5.2 それぞれの ASEAN 加盟国は AICHR への代表者を任命するが、その代表者は任命国に対して説明責任を負う。

資格

- 5.3 AICHR への代表者を任命する際に、加盟国は、ジェンダー平等、誠実さ、人権分野での能力を十分に考慮する。
- 5.4 加盟国は、AICHR への代表者の任命にあたって、それぞれの国内過程によって必要とされる場合、適切な関係者と協議すべきである。

任期

- 5.5 それぞれの代表者は、3年の任期を務めるが、さらにもう1期を継続して再任命されてもよい。
- 5.6 段落 5.5 にも関わらず、任命する政府は、その裁量によって、代表者を交代させてもよい。

責任

- 5.7 それぞれの代表者は、彼（女）の義務の遂行において、ASEAN 憲章と本『委託事項』に合わせて、公平に行動する。
- 5.8 代表者は、AICHR の会合に参加する義務を負う。もし、代表者が、例外的な事情のため、会合に出席できないとき、その政府は、当該加盟国を代表する全権委任をもつ臨時の代表者を任命することについて、AICHR の議長に対して正式に通知する。

AICHR の議長

- 5.9 AICHR の議長は、ASEAN の議長国となっている加盟国からの代表者になる。
- 5.10 AICHR の議長は、この『委託事項』に合致するように彼（女）の役割を果たすが、それには以下が含まれる：
 - a) AICHR の報告書の準備を主導することと、そうした報告書を ASEAN 外相会議へ提出すること；
 - b) AICHR の会合の間において AICHR 代表者と調整することと、ASEAN の関連団体と調整すること；
 - c) AICHR によって委ねられた人権の促進と保護に関係した地域および国際のイベントにおいて、AICHR を代表すること；そして、
 - d) この『委託事項』と合致した、AICHR に委ねられた他の特定の職務を遂行すること。

義務の免除と特権

- 5.11 ASEAN 憲章の第 19 条に従って、AICHR の公式な活動に参加する代表者は、その職務の遂行に必要とされる義務免除と特権を享受する。

6 様式

意思決定

- 6.1 AICHR における意思決定は、ASEAN 憲章の第 20 条に沿って、協議と合意に基づいて行われる。

会合の回数

- 6.2 AICHR は、1 年に 2 度の定期会合を招集する。それぞれの会合は、通常、5 日間を超えない。
- 6.3 AICHR の定期会合は、ASEAN 事務局と ASEAN 議長国とで交互に開催される。
- 6.4 適切な場合と時には、AICHR は、追加的な会合を、ASEAN 事務局または代表者が合意した場所において開催する。
- 6.5 ASEAN 外務大臣は、必要に応じて、AICHR に会合を開くよう指示できる。

報告の系統

- 6.6 AICHR は、年次報告書とその他の適当な報告書を、ASEAN 外相会議に考慮してもらうよう提出する。

広報

- 6.7 AICHR は、AICHR によって作成された適切な広報資料を通して、その仕事と活動について社会一般へ定期的に伝え続ける。

ASEAN 内における他の人権組織との関係

- 6.8 AICHR は、ASEAN において最も上位の (overarching) 人権制度であり、ASEAN における人権の促進と保護について総合的な責任をもつ。
- 6.9 AICHR は、人権に関わるすべての ASEAN 分野別組織と、AICHR との最終的な提携体制の方式について迅速に決定する。この目的へ向けて、AICHR は、ASEAN の人権の促進と保護における相乗効果と一貫性を向上するために、こうした組織と緊密に協議、調整、協同する。

7 事務局長と ASEAN 事務局の役割

- 7.1 ASEAN 事務局長は、ASEAN 憲章の第 11 条 2 (a) および (b) に従って、関連した問題について AICHR の注意を促すことができる。そうするとき、ASEAN 事務局長は、これらの問題を、ASEAN 外務大臣にも同時に伝える。
- 7.2 ASEAN 事務局は、AICHR の効果的な任務遂行のため、必要とされる事務的な支援を提供する。AICHR に対する事務局の支援を円滑化するため、ASEAN 加盟国は、ASEAN 事務局長の同意を得て、職員を ASEAN 事務局へ出向させることができる。

8 作業計画と資金

- 8.1 AICHR は、5 年間の周期ごとに、予算の見込みを伴った、プログラムと活動からなる事業計画を準備・提出するが、それは、ASEAN 常駐代表委員会の推薦に基づき、ASEAN 外相会議によって承認される。

- 8.2 AICHR は、また、優先順位の高いプログラムと活動を支援するための年間予算を準備・提出するが、それは、ASEAN 常駐代表委員会の推薦に基づき、ASEAN 外相会議によって承認される。
- 8.3 年次予算は、ASEAN 加盟国によって、均等分担で資金調達される。
- 8.4 AICHR は、また、事業計画から予算外の特定のプログラムのために、いずれの ASEAN 加盟国からでも資金を受け取ることができる。
- 8.5 AICHR は、また、ASEAN 加盟国とその他の資金源からの任意の拠出金から構成される寄付基金を設ける。
- 8.6 ASEAN 加盟国以外からの資金およびその他の資源は、人権の促進、能力強化、教育のみのためとする。
- 8.7 AICHR によって用いられるすべての資金は、ASEAN の一般財務規則に準拠して管理され、支出される。
- 8.8 AICHR に対する事務的な支援は、ASEAN 事務局の年間運営予算によって資金供給される。

9 一般のおよび最終的な事項

- 9.1 この『委託事項』は、ASEAN 外相会議の承認に基づいて、効力を生じる。

修正

- 9.2 いずれの加盟国も、この『委託事項』の修正のため、正式な要請を提出できる。
- 9.3 修正のための要請は、AICHR と協議しながら ASEAN 常駐代表委員会によって検討され、ASEAN 外相会議の承認のために提出される。
- 9.4 そうした修正は、ASEAN 外相会議の承認に基づいて、効力を生じる。
- 9.5 そうした修正は、修正日より以前にこの『委託事項』から発生した権利と義務を害しない。

再検討

- 9.6 この『委託事項』は、効力の発生から 5 年後に最初に再検討される。この再検討とその後の再検討は、ASEAN 内において人権の促進と保護をさらに向上させるという観点から、ASEAN 外相会議によって実施される。
- 9.7 この関連で、AICHR は、その活動を評価するとともに、ASEAN 憲章とこの『委託事項』の原則と目的に合致したように ASEAN 内での人権の促進と保護のために実施できる将来的な努力に関して、提言を ASEAN 外相会議の考慮のために提出する。

解釈

- 9.8 この『委託事項』の解釈について解決できない相違は、ASEAN 外相会議の判断に委ねられる。